

難病及び小児慢性特定疾患に関する法律案について

法案提出の趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病及び小児慢性特定疾患の患者に対する医療費助成に関して、その実施に要する経費に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施(難病法)、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(児童福祉法)等の措置を講ずる。

法律案の概要

- (1) 基本方針の策定(難病法・児童福祉法)
- (2) 新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立(難病法・児童福祉法)
- (3) 調査及び研究の推進(難病法・児童福祉法)
- (4) 療養生活環境整備事業(難病法)・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(児童福祉法)の実施

医療費助成制度の概要

- (1) 対象疾患・対象患者の拡大
 - ・対象疾患…難病:56疾患(現行)→約300疾患(見込み)、小児慢性特定疾病:514疾患(現行)→約600疾患(見込み)
(注)医療費助成の対象難病の拡大は平成27年1月・同年夏の2回に分けて行う。小児慢性特定疾病の拡大は同年1月に行う。
 - ・対象患者…約89万人(平成23年度)→約165万人(平成27年度見込み)[難病及び小児慢性特定疾病]
- (2) 自己負担限度額
 - ・障害者医療(更生医療)を基本に設定するとともに、高額な医療が長期継続する患者、高額な医療を要する軽症者、既認定者(経過措置)の負担限度額を引下げる(難病法)。子どもの負担限度額は難病の1/2とする(児童福祉法)。
- (3) 所要額
 - ・平成26年度:約300億円(平成27年1月から実施、2か月分)、平成27年度:約2,140億円(見込み)

施行期日

平成27年1月1日